

箕輪町太陽光発電施設等の建設に関する指針を次のように定める。

令和6年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町太陽光発電施設等の建設に関する指針

(目的)

第1条 本指針は、箕輪町内における太陽光発電施設等の新設、増設及び改修（以下「建設」という。）に関して、環境、景観若しくは住民の生活に影響を与えるおそれのある建設を行う事業者が、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号）（以下「県条例」という。）に定めるもののほか、建設に関し、必要なことを定め、太陽光発電施設等の建設を円滑に進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設等 県条例第2条第1号に規定する太陽光発電施設、小水力発電施設及び風力発電施設
- (2) 事業者 太陽光発電施設等の建設をし、電気を得る事業を実施する者
- (3) 事業区域 太陽光発電施設等の用に供する土地の区域
- (4) 関係区 事業区域が所在する区
- (5) 関係住民 次に掲げる範囲以内に住所を有する者
 - ア 太陽光発電施設等の合計出力が50キロワット未満の場合 事業区域の敷地境界から100m以内
 - イ 太陽光発電施設等の合計出力が50キロワット以上の場合 事業区域の敷地境界から300m以内
- (6) 所有者等 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者若しくは建築物について所有権、賃借権を有する者

(対象施設)

第3条 本指針は、太陽光発電施設等を対象とする。

(対象地域)

第4条 本指針は、町内全域を対象とする。

(計画の配慮)

第5条 事業者が、建設を計画する際に配慮すべき事項は、県条例、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」によるもののほか、次に掲げる事項とする。

(1) 災害の防止及び良好な自然環境等の保全のため、次に掲げる場所には、設置を避けること。

ア 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された指定土地

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び準ずる区域並びに同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

オ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項本文の規定により指定された保安林の区域

カ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

キ 箕輪町水道水源保護条例（平成5年箕輪町条例第14号）第6条の規定により指定された水道水源保護地域

ク 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の区域及び箕輪町文化財保護条例（昭和42年箕輪町条例第18号）第3条第1項の規定により指定された箕輪町史跡、箕輪町名勝及び箕輪町天然記念物の区域

(2) 事業者は、建設の計画・実施に際し、次に掲げる事項に配慮するものとする。

ア 施設の維持管理においては、降雨時に濁水等が施設周辺や河川下流域へ流出しないよう適切な排水対策を講じるとともに、定期的な清掃を実施すること。

イ 事業者以外の者が建設に係る区域に容易に立ち入ることがないよう適切な対策を講じること。

ウ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめること。

エ 周辺の景観を保護するため、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）及び箕輪町景観条例（平成27年箕輪町条例第34号）により適切な対策を講ずること。

オ 農地への設置は、周辺農地の効率的な利用、農業用施設等に支障を及ぼすおそれがないよう特に配慮すること。

カ あらゆる災害を想定し、災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応・災害復旧マニュアルを整備すること。

キ 事業区域が住宅等に近接している場合は、反射光への必要な措置を講じること。また、パワーコンディショナ設置による騒音を軽減する措置を講じること。

ク アからキに掲げるもののほか、騒音、振動、光害、日照等人の健康又は生活環境等に影響を及ぼすおそれがある事項について、適切な対策を講ずること。

（事業者の調整、届出及び対応）

第6条 事業者の調整、届出及び対応は、次に掲げるものとする。

(1) 町に対する調整及び届出

ア 事業者は、県条例第9条に規定する事業基本計画書（以下「計画書」という。）の作成にあたっては、建設に係る法規制について事前に町の関係課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

イ 事業者は、県条例の規定による許可の申請、設置の届出及びそのほかの届出に係る書類については、県への提出前に当該提出書類の写しを町へ提出するものとする。

(2) 関係区、関係住民及び所有者等に対する調整

ア 町内で太陽光発電施設等を建設し、又は建設した事業者は、県条例第10条に規定する事業基本計画説明会（以下「説明会」という。）を開催するときは、関係区、関係住民及び所有者等に対して開催を通知するものとする。

イ 事業者は、建設に係る進捗状況について、必要に応じて関係区、関係住民及び所有者等に報告するよう努めるものとする。

(3) 事業者は、維持管理計画に沿った適切な管理を行うとともに、建設により周辺環境への影響が認められた場合は、速やかに改善のための措置を講ずるものとする。

(町の施策への協力)

第7条 事業者は、町が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。

(関係区の対応)

第8条 関係区は、必要に応じて説明会に出席し、事業内容の把握に努めるものとする。

(1) 関係区は、県条例に基づき計画書に対して意見書を提出できるものとし、事業者はこれに対しても誠実に対応するものとする。

(2) 関係区は、建設及び維持管理に関して、必要に応じて事業者に協定等の締結を求めることができるものとする。なお、事業者は関係区の求めに対して誠実に対応するものとする。

(町の対応)

第9条 町は、必要と認めるときは、事業者から町へ提出のあった計画書、申請及び届出について、事業内容の修正を求めるものとする。

(1) 町は、必要に応じて説明会に出席し、事業内容の把握に努めるものとする。

(2) 町は、県条例の施行上必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求めるものとする。